

令和 7 年度

農業集落排水事業

山内西処理区

山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事 仕様書

事業主体 広島県庄原市

施工箇所 庄原市木戸町地内

工 事 概 要

工 事 名	山内西処理区 山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市木戸町地内						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当 初	変 更		
		非常用発電機更新工事					
		【製作工事】					
		非常用発電機	パッケージ型ディーゼル発電機 (低騒音型) 発電機 50kVA 原動機 48kw以上	1		基	
	発電機取合ボックス	SS400 3.2t サポート含む 錆止め塗装1回 OP塗装2回塗	1		箇所		
	【据付工事】						
	撤去工	既設 非常用発電機 撤去工	1		式		
	据付工	非常用発電機 据付工 発電機 付帯工	1		式		
			1		式		

事業費総括表

費目	金額	精算見込額	
工事費	円	円	
本工事費			
工事価格			
消費税相当額			
附帯工事費			
測量及び試験費			
用地費			
補償費			
船舶及び機械器具費			
工事雑費			
応急工事費			
事務雑費			
合計	円	円	

令和 7 年度

山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事

庄原市木戸町

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	農林施設機械 令和07年度
工種区分	電気通信設備製作据付工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 4月 1日付 農林	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 7年度 農林	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 農林

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 補正無し 現場管理費 …………… 補正無し
現場環境改善費	設定区分無し
冬期補正	設定区分無し
緊急工事補正	設定区分無し
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合(0.04%)

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電気通信設備製作据付工事01	1	式				
【製作工事】	1	式				
機器単体費	1	式				
非常用発電機 パッケージ型ディーゼル発電機（低騒音型） 発電機 50kVA以上 原動機 48kw以上	1	基				
発電機取合ボックス SS400 3.2t サポート含む 錆止め塗装1回 OP塗装2	1	箇所				
【据付工事】	1	式				
直接工事費	1	式				
据付	1	式				
工場制作機器運搬工	1	式				
輸送費 制作機器類 輸送重量 1.811t 輸送距離 77.5km	1	式				
発電機撤去工	1	式				
撤去工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電気通信技術員		人				
電工		人				
普通作業員		人				
配管工		人				
保温工		人				
ダクト工		人				
処分費	1	式				
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し クレーン装置付2t積 吊能力2.9t	1.9	t			P 1号	
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t DID区間無 運搬距離11.0km以下	1.9	t			P 2号	
スクラップ控除	1.9	t				
発電機据付工	1	式				
据付工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電気通信技術員		人				
電工		人				
普通作業員		人				
発電機付帯工		式				
配管用炭素鋼鋼管 125A SGP	1	式				
付属材料費率	2.7	m				
		%				
配管工		人				
断熱工 保温圧40mm	2.7	m				
調整	1	式				
発動発電設備調整	1	式				
電気通信技術者		人				
電気通信技術員		人				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
機器間接費	1	式				
技術者間接費	1	式				
機器管理費	1	式				
据付工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
据付工事価格	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				

山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し クレーン装置付2t積 吊能力2.9t							
1 t 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			13.73				
トラック[クレーン装置付] ^ -トラック2t積 吊能力2.9t			13.73				
【労務】			83.47				
運転手(特殊)			41.98				
特殊作業員			41.08				
その他(労務)							
【材料】			2.80				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.80				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 トラック機種 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t							

山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t (DID区間無 , 運搬距離11.0km以下)							1 t 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			13.79				
トラック[クレーン装置付] ^ -トラック2t積 吊能力2.9t			13.79				
【労務】			83.40				
運転手(特殊)			42.15				
特殊作業員			41.25				
【材料】			2.81				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.81				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 トラック機種 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t [J5] = 5 片道運搬距離(km) 11.0km以下				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			

特記仕様書

第 1 章 総則 第 1 節 適用

- 1 本特記仕様書は、山内西地区農業集落排水処理場 非常用発電機更新工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書納品の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代

理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- (2) 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
 - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に

おける当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。

- (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（3）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（7）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 10 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、

再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1.1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1.2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

1.3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第3章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

山内西地区農業集落排水処理場
改築工事

特別仕様書

庄 原 市

第1章 総 則

山内西地区農業集落排水処理場改築工事を実施するに当たっては、広島県「土木工事等共通仕様書」を主とし、（社）公共建築協会「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるほか、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事の内容

1. 目 的

この工事は、農業集落排水事業（機能強化対策）山内西地区の一環として、山内西地区農業集落排水処理場の設備を更新するものである。

2. 工事場所

庄原市木戸町地内 山内西地区農業集落排水処理場

3. 汚水処理施設の計画概要

- ・ 処理対象汚水 生活排水（し尿及び生活雑排水）
- ・ 計画処理対象人口 4,310人
- ・ 計画汚水量 1,164 m³/日
- ・ 計画水質

項 目	流入水質	処理水質
BOD	200mg/ℓ	20mg/ℓ
SS	200mg/ℓ	50mg/ℓ
- ・ 型 式 日本農業集落排水協会仕様－OD₉₆型
- ・ 処理方式 オキシデーショondiッチ方式
- ・ 告示区分 第13

4. 工事範囲

山内西地区農業集落排水処理場の内、下記に示すものを工事範囲とする。

電気設備工事 一式（機器更新工事、他）

第3章 処理性能の確保

1. 処理機能の確保

- ・ 受注者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、機械設備類の選択並びに配置等については、監督職員の承諾を得て実施するものとする。

この場合、受注者は、第2章第3項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

- ・ 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造、機械設備等について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

第4章 工期

本工事の工期には、検査期間としての14日間を見込んでいる。

第5章 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出するものとする。

受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出するものとする。

第6章 現場の管理

受注者は、工事現場内において、監理技術者、主任技術者（下請けを含む）に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用させるものとする。

(名札様式)

監理（主任）技術者	
氏名 ○ ○ ○ ○	
□	○ ○ ○ ○ 工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	◇ ◇ 建設株式会社
印	

- ・用紙の大きさは、名刺サイズ以上
- ・印は所属会社の社員
- ・写真のサイズは2cm×3cm程度とする。

第7章 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員に確認の上、受注時は契約締結の日から10日以内に、登録内容の変更時は変更契約締結の日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

第8章 施工条件

1. 工程制限

該当なし

2. 部分引渡し

該当なし

第9章 現場条件

1. 関連工事

該当なし

2. 第三者に対する措置

該当なし

3. 施設の運転

本工事は、施設を供用しながらの更新工事である。よって、施設の管理業者および清掃業者との連絡を密にし、供用に支障をきたさないように注意しなければならない。

第10章 工事妨害に対する措置

ア. 暴力団から工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告するとともに被害届を速やかに警察に提出すること。

イ. 警察から被害届受理証明書が交付され、かつ、工程の調整を行なったにもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第21条の規定による工事延長申請に当該証明書を添付して提出すること。

第11章 地元説明会

受注者は、工事の施工前及び施工中、その他必要な都度、発注者が「地元説明会」等を開催する場合において、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るよう努めるものとする。

第12章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

ただし、本工事は施設を供用しながらの更新工事であるので、施設自体の運転費用、汚泥引抜き費用は市の負担とする。

第13章 工事用材料

1. 機械・電気設備工事

(1) 機械・電気設備の製造に用いる材料又は部品は、すべて次の規格・規準に適合し

たものでなければならない。

日本産業規格（J I S）、電気規格調査会標準規格（J E C）、日本電気工業会標準規格（J E M）、給排水空調設備規格、し尿浄化槽構造基準、その他関係法令等

- (2) 機械・電気設備のうち工場で作成するものについては、製作図面を作成し監督職員の承諾を得て製作するものとする。
- (3) 原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾を受けなければならない。
- (4) 機械設備の仕様は、別紙「機械設備の仕様」のとおりである。

第14章 施 工

1. 機械・電気設備工事

- (1) 機械設備は、全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ、ブロワ等の汎用製品についてはこの限りでない。
塗装の仕様は、「機械設備工事共通仕様書」によるものとする。
- (2) 機械・電気設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知するとともに疑義を正し、詳細に内容を把握した上で処理施設の性能が十分発揮できるように行わなければならない。
- (3) バルブ類をねじ込み式で布設する場合には、ニップル・ユニオン等を用いて、バルブ類の脱着可能な布設方法をとることとする。

2. 維持管理

当該処理施設の完成後の維持管理は、保守点検業者により行うものとしている。

したがって、受注者は、処理施設がこれら維持管理の実態に対応し、かつ、安全なものとなるよう努めなければならない。

第15章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、第1章に示す共通仕様書によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)」（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会）に準拠し施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- (1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- (2) 撮影に当たっては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。
- (3) 写真はカラー撮影、サービス版を原則とし、写真帳はA4版アルバムとする。

第16章 試運転等

1. 工事の完了に伴い、各装置の試運転を行い、各装置が正常に稼働することを確認しなければならない。
2. 配管設備は、通水、通気試験及び水圧、気密試験を行い、誤配管、漏れ等のないことを確認しなければならない。
3. 試運転は、あらかじめ監督職員と協議して作成した通水試運転等要領書に基づき実施する。
4. 試運転に当たっては、各装置の試運転を行う適切な人員を配置しなければならない。
5. 試運転には、監督職員の立会を求めなければならない。

第17章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

- (1) 工事の出来形図（竣工図）

- (2) 処理施設の維持管理に必要な図書（設計諸元及び機械・電気設備等操作方法書）
- (3) 各機械設備の仕様、購入先調書、カタログ等
- (4) その他監督職員の指示するもの

第18章 官公庁等への手続等

受注者は、関係諸官庁、NTT及び電力会社に対する一切の手続きを行なうと共に、常に密接な連絡を保ち電気使用開始にあたって支障のないようにしなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

第19章 条件変更の補足説明

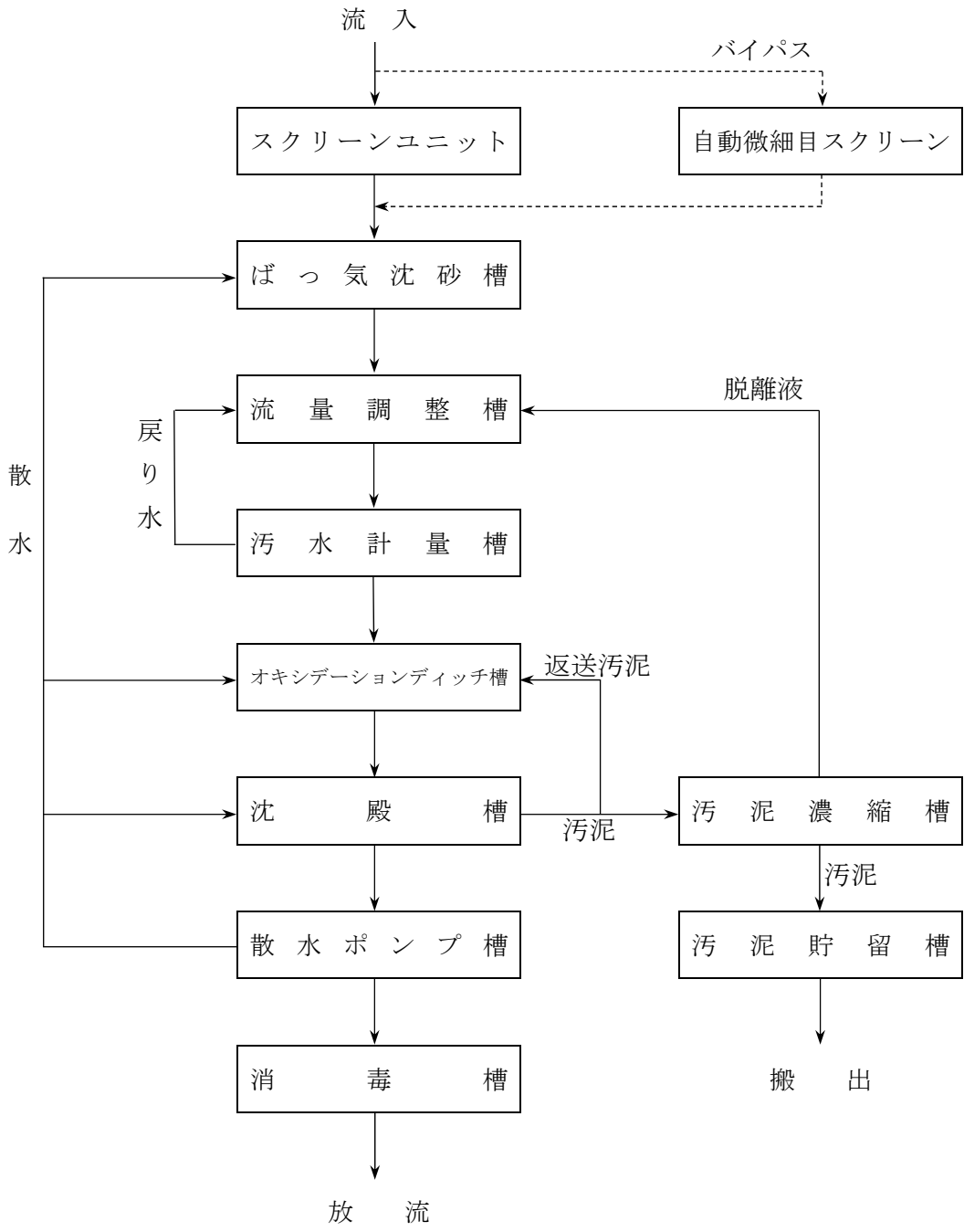
この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書に明示されていない施工条件について予期することが出来ない特別な状態が生じた場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- ・ 基礎の地質
- ・ 掘削土の土質
- ・ 排水量
- ・ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- ・ 土捨場等及び運搬道路

第20章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

・ 処理工程



山内西地区農業集落排水処理場

電気設備工事

仕様書

庄 原 市

第1章 一般事項

1. 適用

- ・ 本仕様は、山内西地区農業集落排水処理場電気設備工事に適用する。
- ・ 本工事は、本仕様、関係仕様書並びに設計図書に基づき承諾図で決定ののち製作するものとする。

2. 工事場所

庄原市木戸町地内 山内西地区農業集落排水処理場

3. 適用規格

機器の設計、製作に当たっては、本仕様に記載した事項のほか下記の規格関係法令に従うものとする。

- ・ 日本産業規格（J I S）
- ・ 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- ・ 日本電気工業会標準規格（J E M）
- ・ 日本電線工業会標準規格（J C S）
- ・ 電気設備技術基準（通産省令）
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 国交省宮繕部「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- ・ 日本下水道事業団 設計基準（案）
- ・ その他関係法令、条例および規格

4. 工事概要

本工事は、山内西地区農業集落排水処理場の汚水処理設備を運転操作するための電気設備を設置するものである。

運転方式は、原則として無人の全自動運転とする。

5. 工事範囲

下記の機器の製作、据付および運転調整を行うものとする。

- ・ 発電設備（非常用発電機の更新）
- ・ その他必要な諸工事

第2章 操作方法

1. 一般事項

- ・ 各機器の操作は簡便なる一人制御方式とする。
- ・ 各機器は安全確実に操作できるものとし、これに必要な保安装置を具備するものとする。
- ・ 各機器は指令後速やかに始動完了するものでなければならない。

第3章 機器仕様

3. 非常用発電設備

・概要

本設備は発電機室に設置し、停電時の非常用電源として、処理施設の重要負荷に電源を供給するものである。

下記の設備を対象負荷とし、停電時には自動起動し、復電時には自動停止するものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ① 中継ポンプ | 2台 |
| ② スクリーンユニット | 1台 |
| ③ 流量調整ポンプ | 3台 |
| ④ ポンプ・ブロワ室排気ファン | 1台 |
| ⑤ 床排水ポンプ | 1台 |
| ⑥ 制御電源 | |
| ⑦ 照明設備 | |

・機器仕様

1) 形式 パッケージ形ディーゼル発電機（低騒音形）

2) 数量 1台

3) 機器構成

- | | | |
|-------------|------|----------------------------|
| a. 発電機 | 形式 | : 開放保護形三相交流発電機 |
| | 容量 | : 50kVA以上 |
| | 電圧 | : 220V |
| | 周波数 | : 60Hz |
| | 回転速度 | : 1800min ⁻¹ 以下 |
| b. エンジン | 形式 | : 4サイクル水冷直列式 |
| | 出力 | : 48kw以上 |
| | 回転速度 | : 1800min ⁻¹ 以下 |
| | 潤滑方式 | : 強制潤滑方式 |
| | 冷却方式 | : ラジエター冷却方式 |
| | 使用燃料 | : 軽油 |
| | 始動方式 | : 電気始動 |
| c. パッケージ | 騒音 | : 85dB（機関1m）以下 |
| d. 自動始動発電機盤 | | |
| e. 直流電源装置 | | |
| f. 消音器 | | |

・付属品、予備品

- | | |
|--------------|----|
| 1) ランプ、ヒューズ等 | 1式 |
| 2) その他必要なもの | 1式 |

・その他事項

- 1) 連続可能運転時間は10時間以上とすること。
- 2) 操作面及び反操作面は共に観音扉とすること。

第4章 据付並びに配線工事

1. 一般事項

本工事の据付配線工事ならびにその工程などは、あらかじめ監督職員と打合せ、その指示により行わなければならない。

2. 据付け工事

- ・ 各章の機器設備を図面どおり所定の位置に堅牢に据付けするものとする。
- ・ 据付けは、各機器製作会社の熟練した技術者の指導に基づき据付け工事をする。

3. 電気配線工事

- ・ 各種配線は電線管内またはケーブルラックに敷設する。
- ・ 各機器類、鋼製電線管、ボックスその他必要な箇所には接地工事を行わなければならない。

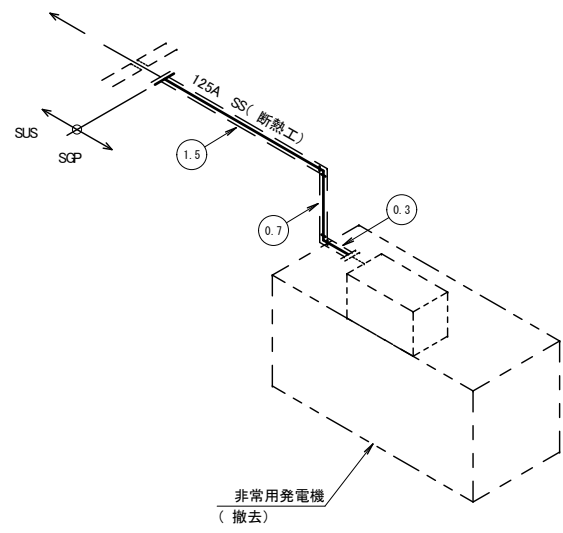
電 気 設 備 工 事 数 量 一 覧 表

山内西地区：処理場

内		記		
名 称	材 料	単 位	数 量	備 考
[工場制作機器]				
非 常 用 発 電 機	パッケージ形ディーゼル発電機(低騒音形) 発電機50kVA以上、原動機48kw以上	基	1	
発 電 機 取 合 ボ ッ ク ス	SS400 3.2t サポート含む 錆止め塗装1回、OP塗装2回塗り	箇所	1	
[工場制作機器運搬]				
輸 送 費	製作機器類 輸送重量1.811t, 輸送距離77.5km	式	1	広島市⇒現場
[撤去工]				
電 気 通 信 技 術 員		人	1.3	主要機器 1.25
電 工		人	2.8	主要機器 2.75
普 通 作 業 員		人	0.5	主要機器 0.50
配 管 工		人	1.4	配管 1.35
保 温 工		人	0.1	配管 0.10
ダ ク ト 工		人	0.2	配管 0.15
発 生 材 運 搬	鉄くず類 4t車まで, 20kmまで	式	1	主要機器 1.81 配管 0.04

内		記		
名 称	材 料	単 位	数 量	備 考
[据付工]				
電 気 通 信 技 術 員		人	2.5	主要機器 2.50
電 工		人	5.5	主要機器 5.50
普 通 作 業 員		人	1.0	主要機器 1.00
[調整工]				
電 気 通 信 技 術 者		人	2.0	主要機器 2.00
電 気 通 信 技 術 員		人	3.0	主要機器 3.00
[発電機付帯工]				
配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管	125A SGP	m	2.7	
付 属 材 料 率	配管用炭素鋼鋼管 管継手・接合材料・支持材料	%	135.0	
配 管 工		人	2.0	
断 熱 工	材工共 保温圧 t=40mm	m	2.7	
[技術者間接費]				
電 気 通 信 技 術 者		人	1.6	主要機器 1.60
電 気 通 信 技 術 者		人	2.4	主要機器 2.40
[スクラップ工]				
ス ク ラ ッ プ 控 除	故鉄B	t	1.9	主要機器 1.85

スケルトン図名称	非常用発電機廻り
----------	----------



(弁類)

名称 / 規格等	数量

(小配管類)

規格等	設置場所	計 算 式	全 体 数 量
SCP 125A	屋内	0.3+0.7+1.5	2.5
断熱工	屋内	0.3+0.7+1.5	2.5

